

「事業経営の実質的支配者」とは？

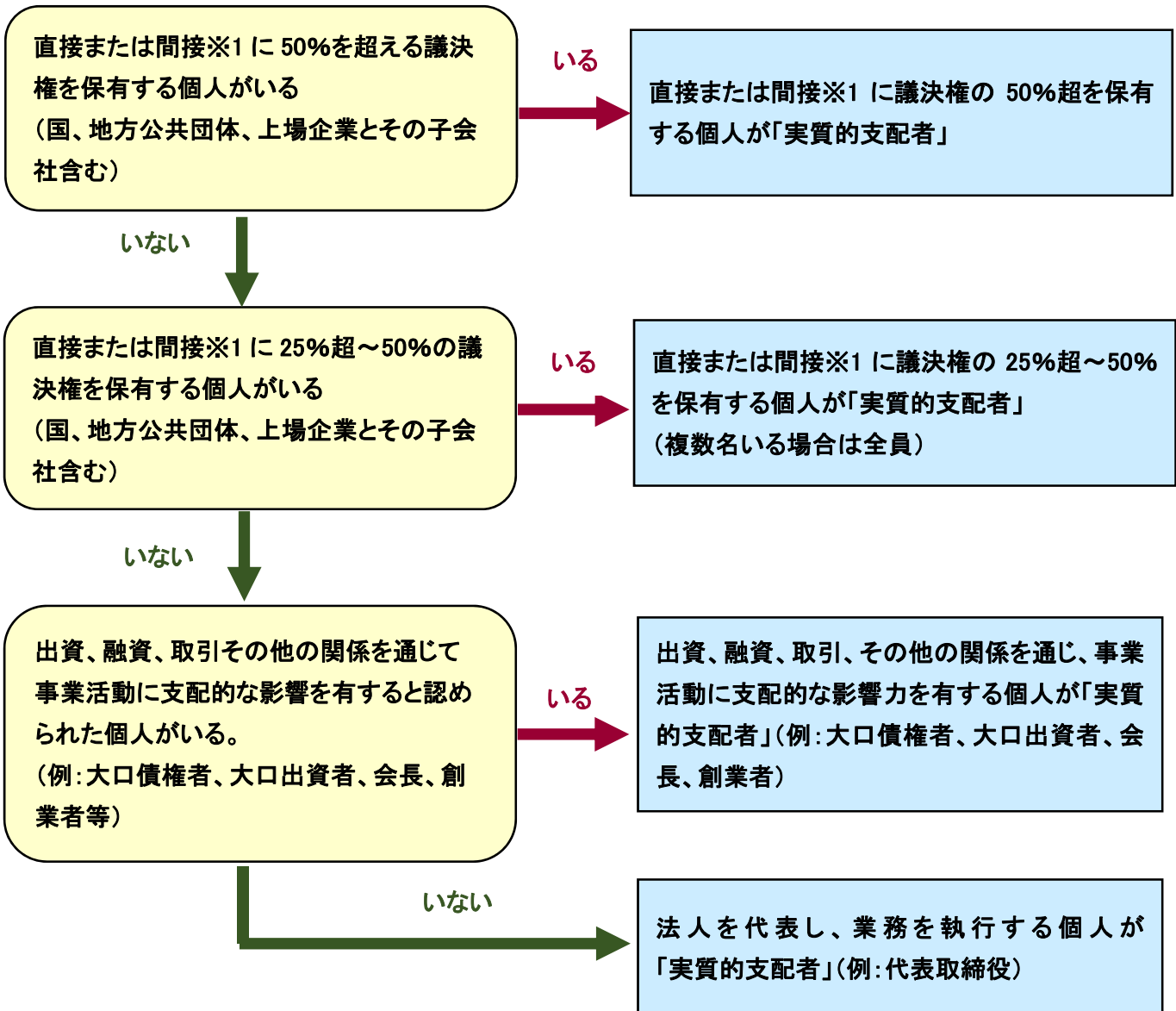
事業経営の実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能な方のことです。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、法人のお客様とのお取引時には実質的支配者の確認をさせていただきます。

※2016年10月1日以降、実質的支配者についてお取引時の確認方法等が変更になりました。

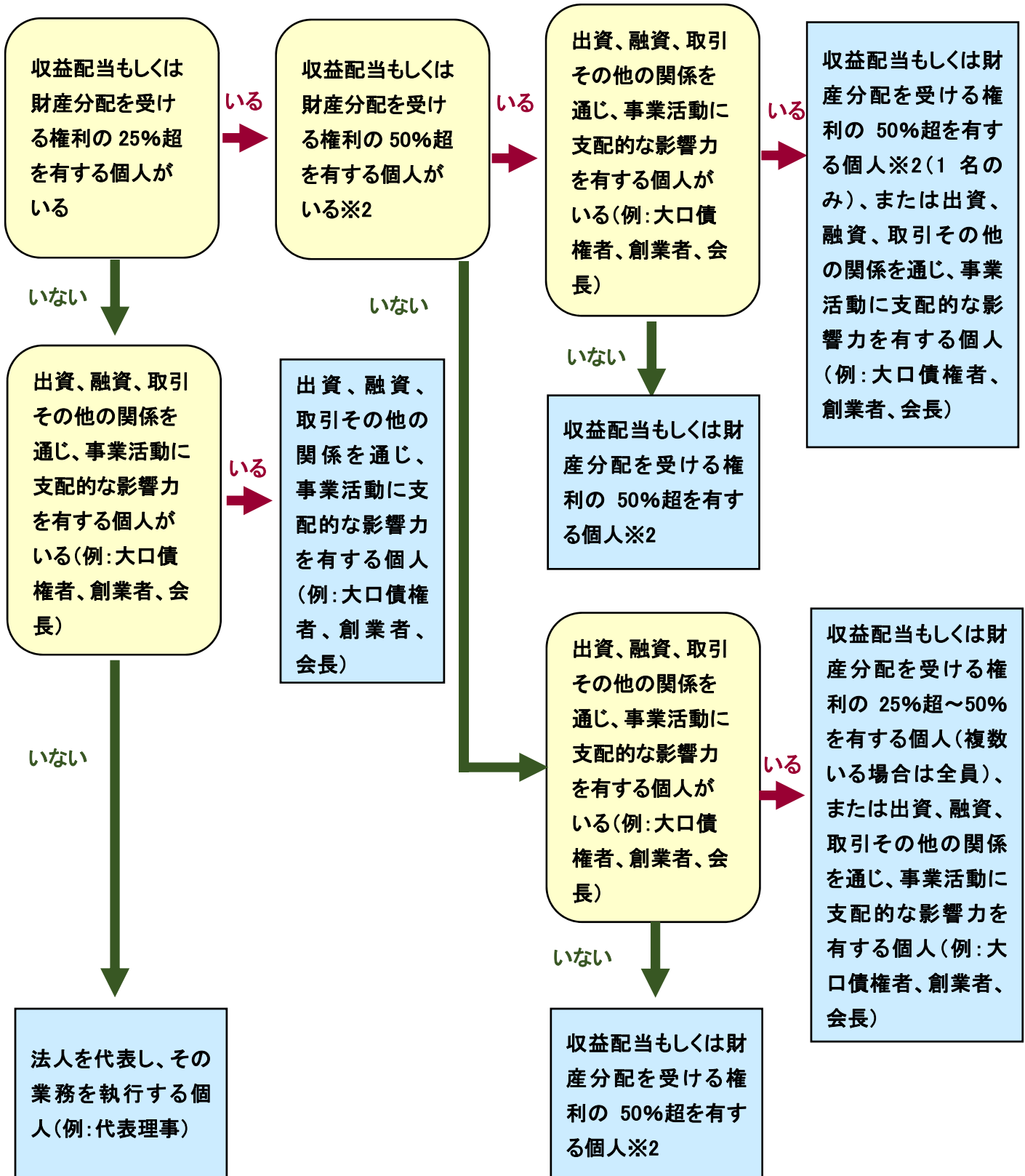
- ① 実質的支配者は法人形態により異なります。＜A＞・＜B＞どちらに該当するかご確認ください
＜A＞ 資本多数決法人（株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社）
＜B＞ 資本多数決法人以外（合同会社、合名会社、合資会社、一般社団、財団法人、学校法人、医療法人、宗教法人、社会福祉法人など）

② 以下の質問に沿って、どなたが「実質的支配者」に該当するか、ご確認ください

＜A＞ 資本多数決法人



資本多数決法人以外



※1 間接保有とは、実質的支配者の(下図の「北海一郎」)が「議決権の 50%超を保有する支配法人(下図の「法人 A 社」)を通じて保有することをいいます。

実質的支配者

北海一郎

法人 A 社は、実質的支配者である北海一郎が、直接または間接に 50%超の議決権を保有するため、北海一郎の「支配法人」になります。
北海商事の議決権を、直接または間接に 25%超保有している北海一郎は、北海商事の実質的支配者になります。

※2 「50%超の議決権」もしくは「50%超の収益配当もしくは財産分配を受ける権利」を有する個人が居る場合は、その個人のみが該当します。